

監査公表第 675 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 24 年 12 月 27 日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	谷 口	弘 昌
同	西 村	京 三
同	海 沼	芳 晴

1 平成 23 年度包括外部監査（平成 24 年 3 月 29 日監査公表第 667 号）

（上下水道局－1）

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>（5）薬品の現在高調査について（結果）</p> <p>平成 23 年 3 月末の薬品払出台帳を閲覧したところ、現品と帳簿の照合を行った記録が作成されていなかったため、現在高調査が適切に実施されたかどうかを確認できなかった。薬品の中には危険物も含まれていることから、危機管理の観点からも、局会計規程第 50 条第 1 項に基づく照合作業を適切に行うとともに、照合を行った記録（照合月日、確認者、照合時の在庫数等）を作成する必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 24 年 3 月 12 日に技術監理室水質管理センター水質第 2 課において、職員による薬品払出台帳と在庫高の照合調査を実施した。</p> <p>この照合調査を契機に、薬品払出台帳に「照合を行った月日」、「照合確認者」、「照合時の在庫数」を記載するとともに、その照合結果については、所属長の決定を取り、所属職員にも周知するように改善した。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>(9) 無形固定資産の計上区分について (結果)</p> <p>下水道コンピュータマッピング (簿価 2,182,077 円) についてはソフトウェアであるため無形固定資産に区分されるべきであるが、工具・器具及び備品として計上されている。</p> <p>この結果、現在の貸借対照表上の計上区分が誤っており、また、償却計算において、残存価額が未償却のまま放置されることとなり、償却金額にも影響する。すなわち、無形固定資産の償却計算方法としては、取得価額の全額について償却計算を行うべきところ、有形固定資産は取得価額の 100 分の 95 まで減価償却を行うのみであるため、この部分が貸借対照表に残存しており、結果として減価償却費が過少となっている。</p> <p>修正を行うと同時に、固定資産台帳の誤登録を防ぐために、チェック体制を整備し、徹底して運用を図るべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘のあった固定資産の計上区分及び減価償却費については、平成 23 年度決算 (平成 24 年 3 月) において正しく計上した。</p> <p>また、経理課で固定資産の登録処理を行った後に台帳に誤りがないか登録担当者とは別の担当者がチェックを行うとともに、各固定資産の所管所属等でも確認を行うよう、チェック体制を強化した。</p>

指 摘 事 項
<p>3. 契約事務に係る監査の結果及び意見</p> <p>(2) 局長決裁もれについて (結果)</p> <p>局では、「京都市上下水道局専決規程」により、次長などの役職者の専決及び代決に関し必要な事項を定めている。例えば、1件400百万円を超える工事請負契約を締結する場合には、上下水道局長の決裁が必要となっている。</p> <p>「七条東幹線(その1-2)公共下水道付帯工事」につき、契約金額が511百万円と400百万円を超えているにも関わらず、契約伺において上下水道局長の決裁をとらないまま、次長決裁で契約を締結していた。</p> <p>当該案件については、局内の競争入札等運用委員会において事前に工事内容、予定価格及び相手方等の承認を受け、かつ、「見積執行伺(特定の相手方と予定価格の範囲内で契約するために見積合わせを行うことについての決裁)」によって、事前に専決権者の決裁を受けているため、契約締結前に一定のモニタリングはなされていた。</p> <p>しかし、必要な決裁をとらないままに契約を締結するという行為は、明らかに規程違反に該当する。このように権限に沿った決裁がされないまま契約を締結すると、見積執行伺と異なる契約が締結され、多額の不適切な支出が生じるおそれがある。実効性のある意思決定を行うとともに組織的な事務処理を実施するために、専決規程の厳密な運用を図るべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>より適切な専決規程の運用を図るため、職員に対し今回の包括外部監査の指摘事項を周知するとともに、以下のことを徹底することとした。</p> <p>(1) 起案者は契約伺等を起案後、回議する前に必ず決定区分を確認すること。その際、不要な決裁欄があるときは斜線等を引くこと。</p> <p>(2) 課長及び係長は決裁時に必ず決定区分を確認すること。</p> <p>(3) 起案者は回議後、決裁手続が適切に行われていることを確認すること。</p>

2 平成 22 年度包括外部監査（平成 23 年 3 月 30 日監査公表第 652 号）

（産業観光局－1）

指 摘 事 項
<p>1. 京都市中小企業融資制度に係る監査の結果及び意見</p> <p>（7）市議会等への説明責任，部局内での検証方法の充実について（結果）</p> <p>ii）部局内での検証不足について</p> <p>預託金額の算定は，制度毎・金融機関毎の平均貸付残高の算定，融資倍率の算定が必要となり，その算定過程は複雑である。しかしながら，平成21年度において119,813百万円もの資金が預託されているにも関わらず，預託金額を算定している産業観光局商工部産業政策課では，当該算定手順のマニュアル化がなされていないなど，部局内での検証が十分に行われるような体制になっていない。</p> <p>担当者以外のものであっても，預託金の算定過程を検証できるように，算定手順マニュアルやチェック表を整備する必要がある。また，決裁手続においても，容易に内容の検証を行えるような説明資料を添付し，各承認者は十分な検証を行う必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>決裁にかかる説明資料については，平成 23 年度から預託金の算出の内訳が分かる資料を添付し，各承認者が十分な検証を行えるようにしている。平成 24 年度 9 月預託分から算出手順マニュアル，チェック表を整備し，運用を開始した。</p>

指 摘 事 項
<p>1. 京都市中小企業融資制度に係る監査の結果及び意見</p> <p>(9) 事務事業評価によるモニタリング (結果)</p> <p>中小企業金融支援事業について事務事業評価がなされているが、その評価指標は新規融資実行額の目標達成率(実績値÷目標値(当初予算段階で設定した新規融資見込))となっており、増加することが良いとされる指標となっている。景気の下降局面では、セーフティネットとしての中小企業金融支援事業の需要が高まり、実績値が目標値を上回る傾向にあり、景気の上昇局面では逆に実績値が目標値を下回る傾向にある。また、必ずしも融資実行が多ければよいわけではなく、必要以上に融資を行えば、市場から退出すべき競争力のない企業を延命させ、将来の倒産に伴う損失を市民に負わせることとなる。</p> <p>このように経済情勢等を前提として判断を要する事業に対して、実情にそぐわない画一的な指標を用いたモニタリングは実効性に乏しい。例えば、融資目標の達成率だけでなく、代位弁済率を併せて評価指標とする等、二律背反な関係にある二つの指標を基に、事業のバランスを図ることも考えられる。事業の実情、事業の目的に即した指標の決定とモニタリング体制の構築が必要である。</p>

講 じ た 措 置
<p>事務事業評価によるモニタリングについて、平成23年度から、代位弁済率を事務事業評価の評価指標に追加した。</p>

指 摘 事 項
<p>I 市有財産の活用状況</p> <p>(I) 小・中学校等の統合, 閉校 (公共用財産)</p> <p>(I-1) 小・中学校の統合, 閉校</p> <p style="padding-left: 2em;">3 監査の結果</p> <p>1. 現状のまま, 一部活用されている閉校について</p> <p style="padding-left: 2em;">これらの閉校の敷地の評価額は総額約 220 億円となる。また, これらの施設の使用料等の収益は, 年間約 660 万円である。</p> <p style="padding-left: 2em;">閉校の敷地の評価額にも表れているとおり, 閉校の多くは市の中心地にあり, 一部利用や低利用のまま放置しておくには, 豊かな都市資源を無駄にしていることになる。また, 他方では, 市が賃貸借により借りている土地建物が多くあり, それに伴う賃借料は年額で約 11 億 3,000 万円にも上る。</p> <p style="padding-left: 2em;">さらに閉校の利用状況を監査していると, 地元住民により週数回のみ利用されているものや倉庫として利用されているものなどが散見された。先に述べた歴史的経過から売却は不適當である京都特有の事情も理解できるが, 現在, 賃借している事務所等を閉校に移すなどの有効活用を考えるべきである。市の 1 等地に所在している閉校を倉庫として活用するのは, 立地に応じた有効活用とはいえない。他方では高額な賃借料を支払って施設を借りているということは, 無駄であり, 市全体で有効活用を考えるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 23 年 11 月に, 市民の貴重な財産である学校跡地の更なる有効活用に向けて, 新たに「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定し, 本市事業に加え, 公共的・公益的な団体による事業や民間事業による活用も可能とし, 活用の選択肢を広げた。</p> <p>平成 24 年 6 月には, この方針に基づく具体的な取組として, 学校跡地を長期にわたり全面的に活用する事業を対象として, 民間等事業者からの幅広い提案を募る仕組みを創設した。同年 7 月から募集を開始し, 随時, 面談による相談・施設見学等を実施している。</p>

<取組状況>

平成24年9月末現在で面談による相談を15件実施し、うち1件については、現在、公募型プロポーザルによる事業者選定手続の実施に向けて取組を進めている。



指 摘 事 項
<p>I 市有財産の活用状況</p> <p>(Ⅲ) 売却予定財産（普通財産）</p> <p>3 監査の結果</p> <p>1. 財産活用促進課の役割</p> <p>市有財産の有効活用に関する企画及び立案については、財産監理課が所管することとされている。</p> <p>また、主計課では、各局等に対して、資産を売却した翌年度には、予算上、次のようなインセンティブを与えて、未活用財産の売却促進策を講じている。（平成 20 年度予算）</p> <p>① 毎年、売却額の 5% を加算</p> <p>② 翌年度限りの場合は、25% を加算</p> <p>しかし、「京都未来まちづくりプラン」にリストアップされたものは、各局等に依頼して提出された各局等の立場での売却可能資産のみであり、旧財産監理課による全保有資産を対象とした売却可能性の精査が行われていない。</p> <p>各局等单位ではなく、市全体の資産の有効活用という視点から、財産活用促進課が市有財産全体について精査し、売却可能な未活用財産の洗い出しを行うべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>全市的な観点のもと、各資産の有効活用の可能性を精査し、最も効果的な有効活用方法について検討、推進するため、その基本的な考え方や体制及び仕組みについてまとめた「京都市資産有効活用基本方針」を、平成 24 年 6 月に策定した。</p> <p>この基本方針に掲げる取組の一環として、平成 24 年度から 2 箇年に亘って、本市保有資産の総点検を実施することとしており、各資産の利用状況や需要等を把握したうえで、継続利用資産、売却資産等に分類するなど、更なる有効活用が可能な資産の掘り起こしを進めていく。</p> <p>加えて、平成 24 年 7 月には、市民や事業者等の自由な発想に基づく提案を募集し、透</p>

明性及び競争性を確保しながら活用策を決定する「京都市資産有効活用市民等提案制度」の運用を開始している。

指 摘 事 項
<p>I 市有財産の活用状況</p> <p>(IV) 売却可能財産（普通財産）</p> <p>3 監査の結果</p> <p>1. H20 年度末において、市では2兆 1,240 億円の市債残高があり、その元金の返済が約 604 億円、利子が約 212 億円である現状において、有効利用されていない普通財産を保有し続けることは、財政状態を更に悪化させることになる。</p> <p>行政財産としての用途が廃止された普通財産は、有効利用がされている場合を除き、長期に渡って保有すべきものではないと考える。</p> <p>ここで取り上げた物件は監査人が視察に回った中で偶然発見したもので、市有財産全体のごく 1 部であると考えられ、これらの普通財産は、H21 年 1 月発表の「京都未来まちづくりプラン」の中の売却予定物件に含まれていない。</p> <p>社会が変化していく中で需要が無くなり低利用となったり、事業が凍結したために未利用のまま保有されたりして、有効に活用されていないものがないかを検証する体制が必要である。</p> <p>「売却予定財産」の項でも述べたが、普通財産に限らず市有財産全般について、定期的に見直しを行い、行政目的の用途が廃止され有効利用されていないものを把握し、早期に処分できる仕組み作りが必要である。</p> <p>(そのためには市の「公有財産台帳」の整備が必要であるが、これについては「公有財産台帳の管理」の項で述べることにする。)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 24 年 6 月に策定した「京都市資産有効活用基本方針」において、本市保有資産の情報を網羅的かつ迅速に収集していくこととしており、次に掲げる主な取組を推進することにより、行政目的の用途が廃止され有効利用されていない資産を含めた情報を的確に把握し、早期の処分につなげていく。</p>

<主な取組>

- ① 財産活用促進課が財産所管部署を適宜サポートすることで、売却等の有効活用を早期に推進
- ② 平成 24 年度から 25 年度にかけて、各資産の利用状況や各資産に対する需要等を把握するための総点検を実施
- ③ 総点検終了後の平成 25 年度以降については、随時、未利用地等の情報を財産活用促進課へ集約
- ④ 実際の状況と財産活用促進課が保有する情報とが乖離しないよう、年 1 回、各局へ照会することにより、財産活用促進課の保有情報を更新
- ⑤ 平成 24 年 7 月に、市民や事業者等の自由な発想に基づく提案を募集し、透明性及び競争性を確保しながら活用策を決定する「京都市資産有効活用市民等提案制度」の運用を開始

## 指 摘 事 項

## 第3章 [特定の事件Ⅱ] 新地方公会計制度に基づく普通会計の財務書類4表の検証

## 第2 外部監査の結果報告及び意見

## 3 監査の結果

1. 市の規模からみると、「基準M」の採用は一朝一夕には困難な面も理解できるが、先ず、目標を定めて行程表を作成し、固定資産台帳を「基準M」の域まで整備すべきである。

[理 由]

- (1) H20年度分の財務書類4表を、決算統計における普通建設事業費の積上げにより作成した「バランスシート」を基に「総務省方式改訂モデル」で「公B/S」を作成することにより、固定資産の評価は次のとおりとなる。

## ① 不動産

ア. S43年度以前に取得した資産やインフラ資産（橋、排水施設等）が計上されない。

イ. 資産の評価（売却可能資産を除く。）は「公正価値」（≒時価）で表示されない。

## ② その他の固定資産

機械装置、車輛運搬具、器具備品等の有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産やリース資産も計上されない。

（これらの資産を計上し、減価償却を実施することにより各資産の残存耐用年数を把握することは、資産の再調達のための予算編成に有意義である。）

このように、H22年3月に公表される（予定）の市のH20年度分の公B/Sでは、新公会計制度が目指す「自治体の公正な財政状態の把握」は期待できない。

- (2) H21年度分以後の公B/Sも「改訂M」で作成する場合は、各局等からの資料により作成される「公有財産台帳」から期中の増減を把握し、「固定資産台帳」に登録されるため、計上漏れ（特に「資本的支出」（※1.））を予防し難い。

他方、「基準M」は、会計からほぼ自動的に「固定資産台帳」に登録されるので、

登録漏れを予防できる。

講 じ た 措 置

土地及び建物については、平成 21 年度に、構築物、備品、リース資産等その他の固定資産については、平成 23 年度に、基準モデルと同様の手法を用い、情報整備を図った。

この結果、平成 23 年度作成分（平成 22 年度決算分）以降の財務書類においては、基準モデルと同水準の精緻度をもって、固定資産額を計上することが可能となった。

4 平成 20 年度包括外部監査（平成 21 年 3 月 30 日監査公表第 605 号）

（交通局－1）

指 摘 事 項
IV 契約事務 7 収入金搬送業務及びつり銭資金，廃券搬送業務に関して 1. 地下鉄各駅からの現金を特定の駅に集約しているが，現状の搬送方法では安全管理上に問題があるので見直すべきである。

講 じ た 措 置
運輸収入金等搬送業務について，平成 24 年度から，地下鉄各駅からの現金を特定の駅に集約することをやめるよう，契約内容を見直した。

（監査事務局）